

下水道使用料等減免認定取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎市下水道条例（昭和52年条例第63号）第25条第1項、宮崎市下水道条例施行規程（平成17年企業管理規程第28号）第24条第2項、宮崎市農業集落排水処理施設条例（平成3年条例第42号）第12条及び宮崎市農業集落排水処理施設条例施行規程（平成17年企業管理規程第27号）第10条第2項に規定する下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料(以下「下水道使用料等」という。)減免を宮崎市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認定する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(減免認定種類、申請、減免の額等の決定)

第2条 減免の種類、減免認定の対象、減免の申請方法、申請に係る添付書類、適用期間、減免の額及び減免の決定については、別表のとおりとする。

(標準処理期間)

第3条 減免申請の決定に係る標準処理期間は、申請書を受理した日から14日間とする。ただし、減免申請書または添付資料等の不備等の理由による補正に必要な期間は処理期間に算入しないものとする。

(申請の免除)

第4条 別表第5項の減免認定の対象の欄に該当する施設の季節的使用を行う場合においては、使用の開始又は中止に係る減免の申請手続については免除することができる。

(減免認定の変更及び取り消し)

第5条 減免の決定を受けた者（以下「認定者」という。）は、申請書に記載した事項に変更が生じた場合、遅滞なく管理者に届け出なければならない。

- 別表第1項又は第2項に規定する認定者が減免の要件を欠くに至ったときは、認定者は遅滞なく下水道使用料等減免解除届出書（様式第4号）を管理者へ届け出なければならない。
- 管理者は、認定者がその要件を欠くに至ったと認めたときは、減免の決定を取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- この要綱の施行の際改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
 - この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

- この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この要綱の施行の際改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

下水道使用料等減免申請書

年 月 日

宮崎市上下水道事業管理者 殿

【申請者】 住所

氏名

電話 () —

次のとおり、下水道使用料等の減免を受けたいので申請します。

減免区分	生活保護・中国残留邦人等・公園等・学校プール・児童プール・工事用
水栓番号	—
申請の理由	<input type="checkbox"/> 生活保護を受給しているため（転居を含む） <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等で生活支援給付を受けているため <input type="checkbox"/> 都市公園等を設置したため <input type="checkbox"/> 学校プールを設置したため <input type="checkbox"/> 児童厚生施設にプールを設置したため <input type="checkbox"/> 建築物の建築・解体により下水道への流入がないため
添付書類	<input type="checkbox"/> 生活保護決定通知書等 <input type="checkbox"/> 支援給付決定通知書等 <input type="checkbox"/> 共同住宅等による請求書等 <input type="checkbox"/> 位置図・平面図・配管図等 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	

課長	課長補佐	係長	係員		
				伺い 下水道使用料等減免認定取扱要綱第2条により、下記のとおり減免認定してよろしいか。	
受付	年 月 日			開始検針月	年 月 検針
起案	年 月 日			当初検針	m ³ 円
決裁	年 月 日			減免額	m ³ 円
処理	年 月 日			更正後使用料	m ³ 円

様

宮崎市上下水道事業管理者 印

下水道使用料等減免 承認・不承認 決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下水道使用料等の減免申請は、次のとおり決定したので通知します。

水栓番号	—
使用者	
減免区分	
決定区分	承認 ・ 不承認
減免開始検針月	年 月検針分から
当初決定額	m ³ 円
減免額	m ³ 円
更正決定額	m ³ 円
決定理由	
備考	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎市長に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎市を被告として（訴訟において宮崎市を代表する者は宮崎市上下水道事業管理者となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

下水道使用料等減免調書

使用者氏名		水栓番号	—
水栓所在地			
更 正 理 由	(使用者：)		
添 付 書 類			

課長	課補佐	係長	係員	伺い 下水道使用料等減免認定取扱要綱第2条により、 下記のとおり減免認定してよろしいか。	
受付	年 月 日			開始検針月	年 月 検針
起案	年 月 日			当初検針	m3 円
決裁	年 月 日			減免額	m3 円
処理	年 月 日			更正後使用料	m3 円

下水道使用料等減免
解除届出書

年 月 日

宮崎市上下水道事業管理者 殿

【届出者】

氏 名

次のとおり、生活保護等を廃止・停止しましたので届け出ます。

氏 名	
住 所	宮崎市
区 分	廃 止 ・ 停 止
廃止/停止 の理由	<input type="checkbox"/> 死 亡 <input type="checkbox"/> 失 踪 <input type="checkbox"/> 転 出 <input type="checkbox"/> 要 否 <input type="checkbox"/> 他 法 <input type="checkbox"/> 辞 退 <input type="checkbox"/> その他 ()
廃止(停止)日	年 月 日
備 考	
水栓番号	—

社会福祉第 課
保護第 係
担当 内線 ()